

## 地域生活支援拠点等の整備とは・・・？

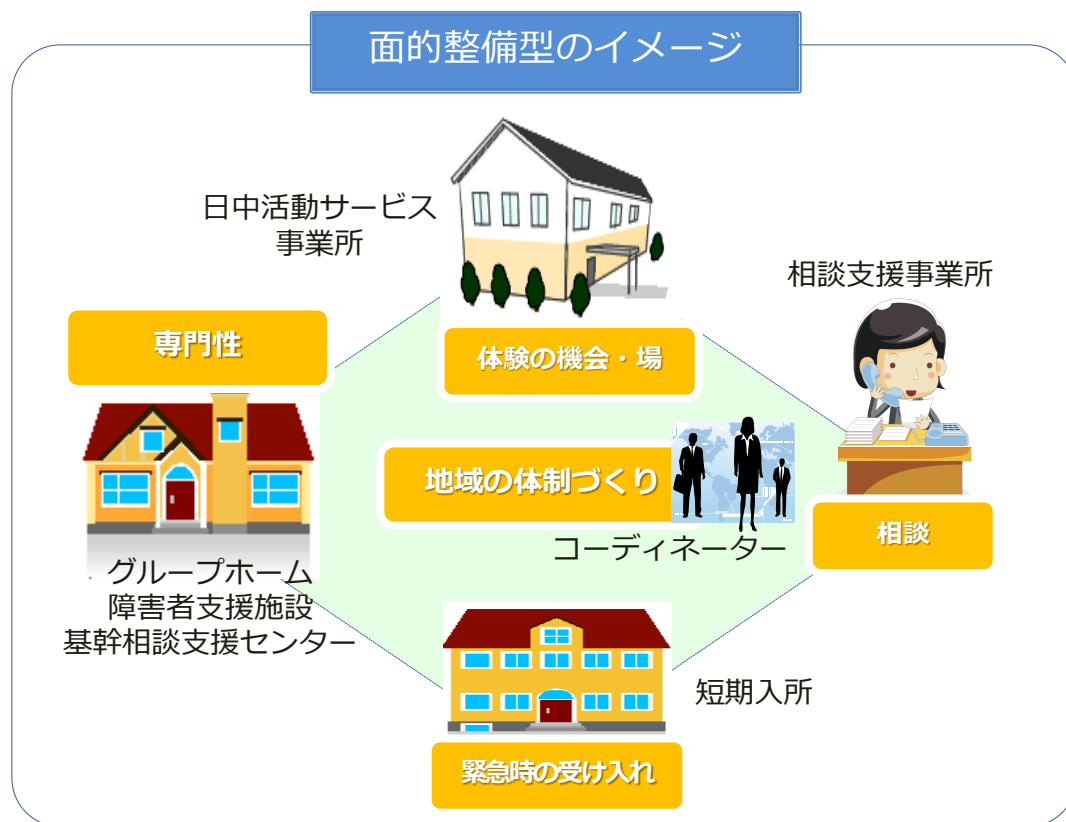
障害児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、住居支援のための機能を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することです。

住居支援のための機能とは、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つの機能をいいます。

新潟県障害福祉計画では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを目標としています。

長岡市では、複数の機関が分担して機能を担う『面的整備』を中心に整備することを目指しています。

数ある社会資源や地域に必要とされる機能について、整備・充実・強化を行う方針です。



# 地域生活支援拠点等の整備における検討スケジュール

H29年度の  
検討・決定  
内容等

自立支援協議会 地域づくり部会にて検討

- ・整備方針及び整備方法について第5期障害福祉計画へ反映
- ・部会メンバーで、地域生活支援拠点等の整備における5つの機能について現状を確認
- ・H30年度以降の具体的検討方法を決定

H30年度の  
取り組み内容

☆地域生活支援拠点等の整備における5つの機能の検討・検証  
・地域分析(地域診断)、社会資源の現状確認と評価、地域ニーズ・課題の共有

②「緊急時の受け入れ・対応」機能について実態調査を実施  
→ 作成したフローチャートをもとに具体的な検討を進めていく

① ⑤  
「相談」及び「地域の  
体制づくり」機能に  
ついては、相談体制  
部会と連動して検討

H31年度  
(R1年度)の  
取り組み内容

③「体験の機会・場」及び ④「専門的人材の確保・養成」機能について実態調査を実施  
→ 実態調査をもとに、必要な取り組み等を検討

※市委託相談につ  
いてはH31年度から  
地区担当制を導入

☆地域生活支援拠点等の整備の全体の方向性及び、整備に向けた具体的取り組み内容  
の決定

R2年度

拠点等の整備に向けた全面実施

- ・説明会の開催(ヒアリング・調査結果、必要な機能や整備の内容)
- ・社会福祉法人等への協力依頼
- ・地域の体制・社会資源等の再編

等

R3年度以降

整備完了後も障害福祉計画等に基づき、地域の体制や機能について  
定期的に確認し、機能の充実・発展を図る